



皆さん、ご存知ですか？

令和4年11月号

せいねんこうけんせいど 成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が不十分な方の支援者を選び、法律的に支援する制度です。

契約や
手続きの
代理

適切な
判断への
サポート

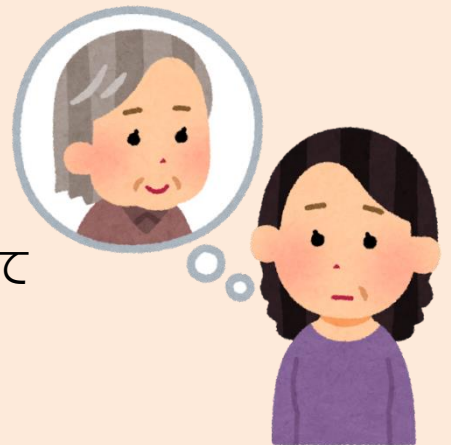
不当な
契約の
取り消し

判断能力が不十分な方の
財産と**権利**を守り支援を行います



例えば・・・

- ・ 認知症の母の入院費を払うための預金が銀行から引き出せない。
- ・ 一人暮らしの母が次々に高額な商品を買ってしまった。詐欺から母を守りたい。



- ・ 認知症の父にはお金の管理が難しくなってきた。
- ・ 将来認知症になったら、家の処分やお金の管理はどうしよう。
- ・ 施設に入る手続きはどうすればよいか。

詳しくは裏面へ

<成年後見制度の種類>

すでに判断能力が
不十分な人

将来不安がある人
備えたい人



ほうていこうけんせいど
法定後見制度

にんいこうけんせいど
任意後見制度

本人や親族が申し立てを行い、裁判所が後見人を選任します。本人の判断能力が低下し申し立てができず、かつ申し立てを行える親族がない場合は、市町村長が行います。手続きは専門機関に依頼することができます。判断能力によって支援内容が変わります。

判断能力があるうちに、将来後見人としてお願いしたい人を決めておきます。自分で選んだ人を任意後見人にすることができます。公証役場で手続きします。



お金を管理します

※預貯金の管理、不動産の管理や処分等を行います



本人に代わって契約を結んだり、取消をします

※一人で行えない契約を結んだり、本人に不利益な契約を取消したりします



安心した生活が送れるように必要な手続きをします

※介護施設等の各種手続きや費用の支払い等を行います

制度のご案内や関係機関をご紹介します。

相談・問合せ 高齢者あんしんセンターみどの新町



0274-42-0200 (月～金 8:30～17:15)

